

岡本二丁目マンション計画外部調査対策委員会設置要綱

(趣旨・設置)

第1条 岡本二丁目マンション計画に係る開発行為の本市の許可処分について、神奈川県開発審査会において二度にわたり取消しの裁決がされたことに伴い、一連の手続について原因の解明及び改善策等について客観的視点による検討が必要であることから、岡本二丁目マンション計画外部調査対策委員会（以下「外部委員会」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 外部委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 岡本二丁目マンション計画調査対策委員会（以下「内部委員会」という。）の調査結果及び改善策の検証についての事項
- (2) 原因の解明の方策及び改善策の提言についての事項

(構成)

第3条 外部委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 外部委員会は、委員5名以内で構成する。
- (2) 委員は、前条の所掌事務について優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- (3) 外部委員会に、必要に応じて臨時委員をおくことができる。臨時委員は、市長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 外部委員会に、委員長と副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定め、副委員長は、委員長が委員の中から指名する。
- 3 委員長は、外部委員会を代表し、会議を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 外部委員会の会議は、委員長がこれを招集し、議長となる。

(任期)

第6条 委員の任期は、所掌事務が終了するまでの間とする。

(庶務)

第7条 外部委員会の庶務は、まちづくり政策課及び行革推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、外部委員会の運営について必要な事項は、委員長が外部委員会に諮って定める。

付則

この要綱は、平成19年10月15日から施行する。

付則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。